

令和4年9月市議会 総務委員会資料

第108号議案 長崎市市民センター条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正案の概要	1～2
2 施設の概要	3～7
3 施設の状況	7
4 指定管理者の状況	8
5 指定までのスケジュール	8
6 条例新旧対照表	9～14

北総合事務所

令和4年9月



1 条例改正案の概要

(1) 改正理由

ア 市民センターは、市民にコミュニティ活動の場を提供し、住みよい地域社会づくりの推進を図るための施設として、市内に5箇所設置している。

市民センターの管理運営にあたっては、指定管理者制度を導入し、地域の団体の代表等で構成される運営委員会が管理運営を行っており、主に自治会等をはじめとした地域の団体や学習グループ、運動サークル等に活用されている。

琴海さざなみ会館及び琴海南部しらさぎ会館において、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めるため利用料金制度を導入し、施設の利用に係る料金を直接、指定管理者の収入として収受させようとするもの。

イ 琴海さざなみ会館の調理室については、現在定めがない状況にあることから、指定管理者の更新に合わせて利用料金の承認基準を定めるもの。

(2) 主な改正の内容

ア 第7条から第9条に規定する使用料に関する条文を削除

イ 第10条に規定する「利用料金」について

(ア) 第1項に規定の「(長崎市三重地区市民センター、長崎市南部市民センター又は長崎市古賀地区市民センターに係るものに限る。)」を削除する。

(イ) 第2項に規定する利用料金の別表第2に「長崎市琴海さざなみ会館の利用に係る基準額」及び「長崎市琴海南部しらさぎ会館の利用に係る基準額」の表を加える。

(現行)

長崎市琴海さざなみ会館の
使用料

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 104
	2	104
集会室	1	104
	2	104

(改正後)

長崎市琴海さざなみ会館の利用に
係る基準額

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 104
	2	104
集会室	1	104
	2	104
調理室		257

※調理室の項目を追加

(現行)

長崎市琴海南部しらさぎ会館の
使用料

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 104
	2	104
	3	104
	4	104
多目的室	1	220
	2	104
工芸室		104

(改正後)

長崎市琴海南部しらさぎ会館の利用
に係る基準額

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 104
	2	104
	3	104
	4	104
多目的室	1	220
	2	104
工芸室		104

(3) 施行期日

令和5年4月1日

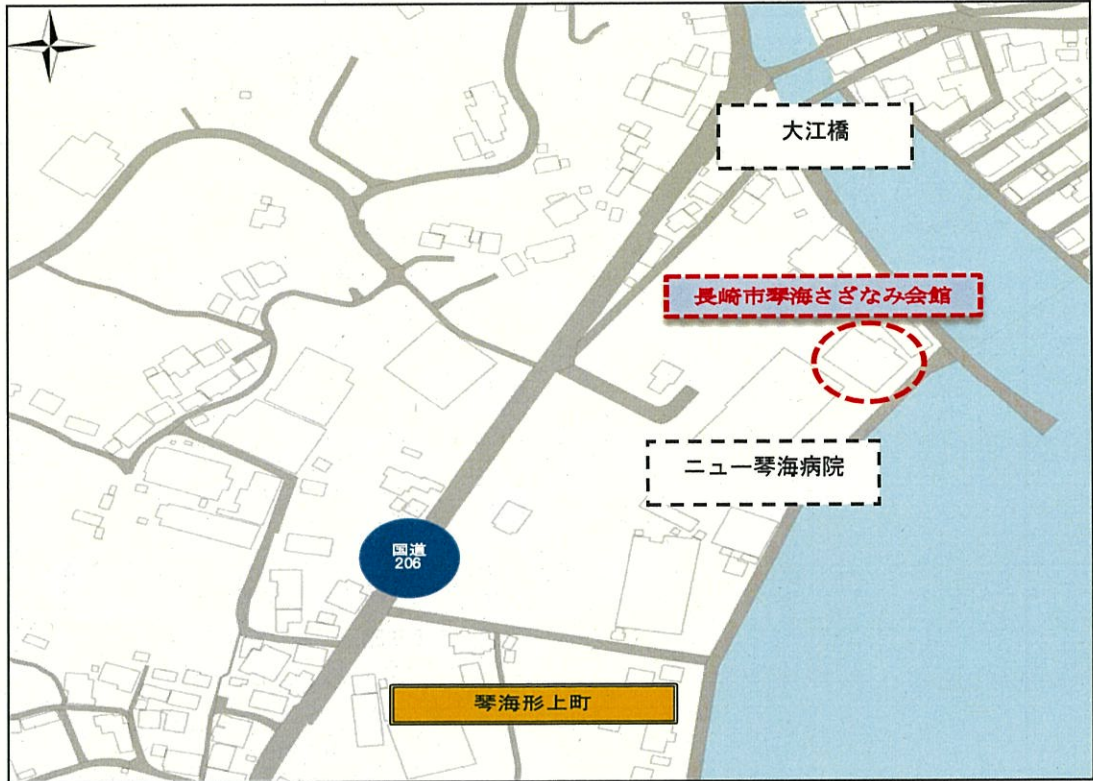
2 施設の概要

(1) 全体位置図

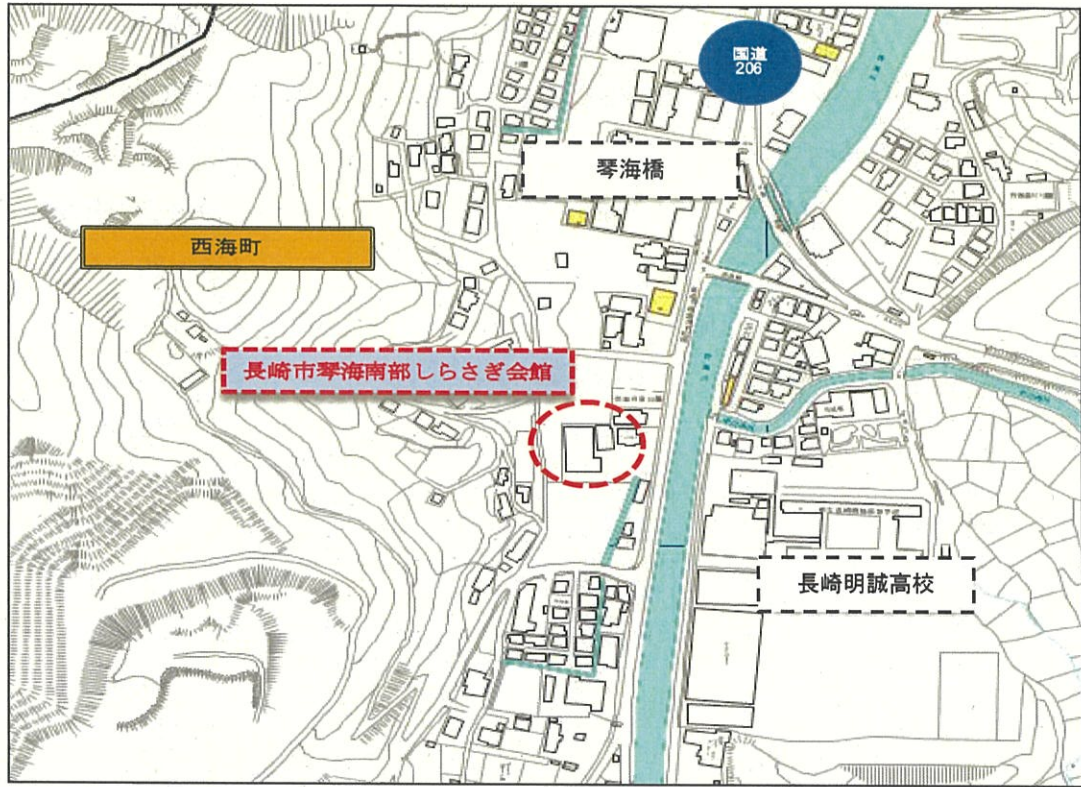


(2) 位置図・平面図 (配置図)

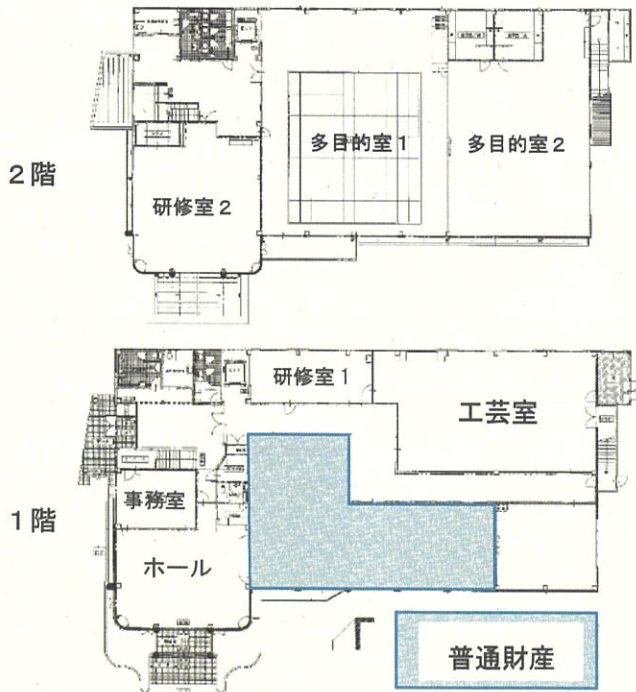
ア 長崎市琴海さざなみ会館



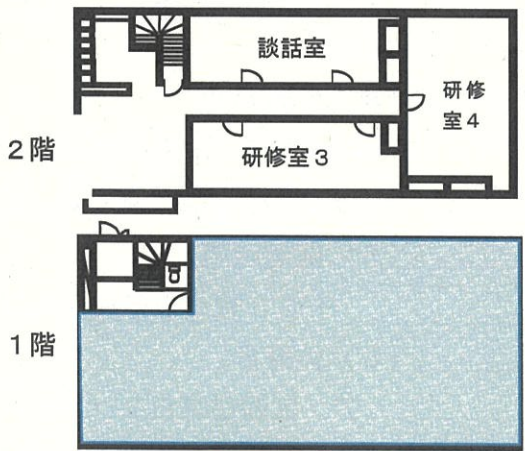
イ 長崎市琴海南部しらさぎ会館



本館



別館



(3) 設置状況

名 称	長崎市琴海さざなみ会館	長崎市琴海南部しらさぎ会館	
所 在 地	長崎市琴海形上町1849番地4	長崎市西海町1560番地9	
設置年月日	平成12年6月21日	平成17年12月1日	
主な施設内容	構 造	鉄骨造平屋建	鉄骨造2階建
	延床面積	580.00 m ²	1,480.84 m ²
	施設内容	1階 研修室1 研修室2 集会室1 集会室2 図書コーナー 調理室 事務室	本館1階 研修室1 工芸室 事務室 本館2階 研修室2 多目的室1 多目的室2 別館2階 研修室3 研修室4 談話室 (本館1階の一部及び別館1階は普通財産)
	駐 車 場	16台	30台

(4) 設置目的

本市は、市民にコミュニティ活動の場を提供し、もって住みよい地域社会づくりの推進に資するため、市民センターを設ける。

(5) 開館時間

午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上

(6) 休館日

ア 毎週日曜日又は月曜日のいずれか

イ 年始及び年末の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間内

(7) 利用料金（基準額）（※2ページの再掲）

ア 長崎市琴海さざなみ会館

区分		金額（1時間につき）
研修室	1	104 円
	2	104 円
集会室	1	104 円
	2	104 円
調理室		257 円

イ 長崎市琴海南部しらさぎ会館

区分		金額（1時間につき）
研修室	1	104 円
	2	104 円
	3	104 円
	4	104 円
多目的室	1	220 円
	2	104 円
工芸室		104 円

3 施設の状況

(1) 利用者数等

ア 長崎市琴海さざなみ会館

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	8,539 人	9,050 人	4,403 人	4,507 人
指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く	4,286 千円	4,326 千円	4,365 千円	5,386 千円
使用料収入	174 千円	209 千円	113 千円	181 千円

イ 長崎市琴海南部しらさぎ会館

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	16,343 人	17,269 人	11,210 人	10,328 人
指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く	4,759 千円	4,803 千円	4,847 千円	5,875 千円
使用料収入	712 千円	784 千円	481 千円	530 千円

4 指定管理者の状況

(1) 指定管理者選定方法及び次期指定期間

現指定管理者	選定方法	指定期間
【長崎市琴海さざなみ会館】 琴海町さざなみ会館運営委員会	非公募	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
【長崎市琴海南部しらさぎ会館】 琴海南部しらさぎ会館運営委員会		

5 指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
令和4年9月	9月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正議案審査 ・ 特定団体に仕様書等を提示 ・ 特定団体から指定に必要な書類を受領 ・ 特定団体の決定
令和4年11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正予算議案審査
令和5年2月	2月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">当初予算議案</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初予算議案（指定管理委託料）審議

6 条例新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号</p>	<p>○長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号</p>
<p>第1条～第6条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p>
<p>(使用料)</p>	
<p>第7条 <u>利用の許可を受けた者(長崎市三重地区市民センター、長崎市南部市民センター及び長崎市古賀地区市民センターに係るものを除く。)</u>は、<u>別表第1に定める使用料を納入しなければならない。</u></p>	<p>第7条 削除</p>
<p>2 <u>前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	
<p>(使用料の減免)</p>	
<p>第8条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p>	<p>第8条 削除</p>
<p>(使用料の返還)</p>	
<p>第9条 <u>既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>第9条 削除</p>
<p>(利用料金)</p>	<p>(利用料金)</p>
<p>第10条 <u>利用の許可を受けた者(長崎市三重地区市民センター、長崎市南部市民センター又は長崎市古賀地区市民センターに係るものに限る。)</u>は、<u>市民センター(長崎市三重地区市民センター、長崎市南部市民センター又は長崎市古賀地区市民センターに限る。)</u>の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p>	<p>第7条 <u>利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)</u>は、<u>市民センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>を指定管理者に支払わなければならない。</p>
<p>2 <u>利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)</u>は、<u>別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p>	<p>2 <u>利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)</u>は、<u>別表第1に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p>
<p>3 <u>附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p>	<p>3 <u>附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p>
<p>4 <u>市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p>	<p>4 <u>市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p>
<p>(利用料金の減免)</p>	<p>(利用料金の減免)</p>
<p>第11条 <u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。</u></p>	<p>第8条 <u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。</u></p>
<p>(権利の譲渡等の禁止)</p>	<p>(権利の譲渡等の禁止)</p>
<p>第12条 <u>利用の許可を受けた者(以下「利用者」</u></p>	<p>第9条 <u>利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は</u></p>

という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第13条 利用者は、許可された利用目的以外に多目的ホール等を利用してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第15条 利用者は、多目的ホール等の利用を終わったとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用の場所を原状に復さなければならない。

(入館の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、市民センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 市民センターの管理上支障があると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(損害賠償)

第17条 市民センターの建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(目的外の使用料)

第18条 長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合の使用料は、別表第3のとおりとする。

2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。

転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第10条 利用者は、許可された利用目的以外に多目的ホール等を利用してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第12条 利用者は、多目的ホール等の利用を終わったとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用の場所を原状に復さなければならない。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、市民センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 市民センターの管理上支障があると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(損害賠償)

第14条 市民センターの建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(目的外の使用料)

第15条 長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。

(目的外の使用料の減免)

第16条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(費用の負担)

第19条 長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合に電気、水道又はガスを使用するときは、これらに要する経費は、使用する者の負担とする。

(準用)

第20条 第8条、第9条及び第12条から第15条までの規定は、長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合について準用する。この場合において、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

(市長による管理)

第21条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第5条第1項、第6条、第10条第1項及び第3項、第11条、第14条並びに別表第2の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「市民センター（長崎市三重地区市民センター、長崎市南部市民センター又は長崎市古賀地区市民センターに限る。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第5条第2項、第10条第2項及び第4項並びに前条後段の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理

(目的外の使用料の返還)

第17条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第18条 長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合に電気、水道又はガスを使用するときは、これらに要する経費は、使用する者の負担とする。

(準用)

第19条 第9条から第12条までの規定は、長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合について準用する。この場合において、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

(市長による管理)

第20条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第11条並びに別表第1の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条第1項中「市民センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第8条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第5条第2項、第7条第2項及び第4項並びに前条後段の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理

の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1 (第7条関係)

1 長崎市琴海さざなみ会館の使用料

区分	金額 (1時間につき)
研修室	1 円 104
	2 104
集会室	1 104
	2 104

2 長崎市琴海南部しらさぎ会館の使用料

区分	金額 (1時間につき)
研修室	1 円 104
	2 104
	3 104
	4 104
多目的室	1 220
	2 104
工芸室	104

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

別表第2 (第10条関係)

1 長崎市三重地区市民センターの利用に係る基準額

区分	金額 (1時間につき)
多目的ホール	円 2,011
研修室	1 293

の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の長崎市市民センター条例の規定に基づき長崎市琴海さざなみ会館及び琴海南部しらさぎ会館の利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第7条関係) 削除

別表第1 (第7条関係)

1 長崎市三重地区市民センターの利用に係る基準額

区分	金額 (1時間につき)
多目的ホール	円 2,011
研修室	1 293

2		188
和室		251
調理室		314

2		188
和室		251
調理室		314

2 長崎市琴海さざなみ会館の利用に係る基準額

区分	金額 (1時間につき)
研修室	1 円
	104
集会室	2 104
	1 104
調理室	1 104
	2 104
	257

3 長崎市琴海南部しらさぎ会館の利用に係る基準額

区分	金額 (1時間につき)
研修室	1 円
	104
	2 104
	3 104
多目的室	4 104
	1 220
工芸室	2 104
	104

2 長崎市南部市民センターの利用に係る基準額

区分	金額 (1時間につき)
多目的ホール	円 2,042
研修室	1 157
	2 178
	3 188

4 長崎市南部市民センターの利用に係る基準額

区分	金額 (1時間につき)
多目的ホール	円 2,042
研修室	1 157
	2 178
	3 188

3 長崎市古賀地区市民センターの利用に係る基準額

区分	金額 (1時間につき)
研修室	円 335
	1 115
	2 230
	3 230
	4 115
	5 115
	6 230
多目的室	314
体育館	639

5 長崎市古賀地区市民センターの利用に係る基準額

区分	金額 (1時間につき)
研修室	円 335
	1 115
	2 230
	3 230
	4 115
	5 115
	6 230
多目的室	314
体育館	639

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。

3 長崎市三重地区市民センター若しくは長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館を部分的に利用するときの金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

4 長崎市三重地区市民センター若しくは長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館の利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額（備考2の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第3（第18条関係）

使用区分	使用料（1月につき）
障害者自立支援室	199,466円

備考 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間の使用料の額については、1月を30日とした日割計算をする。

2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。

3 長崎市三重地区市民センター若しくは長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館を部分的に利用するときの金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

4 長崎市三重地区市民センター若しくは長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館の利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額（備考2の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第2（第15条関係）

使用区分	使用料（1月につき）
障害者自立支援室	199,466円

備考 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間の使用料の額については、1月を30日とした日割計算をする。